

### 医療費控除を受けていますか？

みなさん、昨年1年間の医療費はどれくらいになったのでしょうか？多額の医療費を支払った場合、医療費控除として所得から差し引くことができ、税金の還付を受けることができます。また、医療費控除を受けることにより、今年支払う住民税、保育料、国民健康保険料や介護保険料なども減額されます。有効に利用するために、その手続き方法等をご案内します。

#### ●手続きの方法は？－窓口は税務署－

1. 税務署から「所得税の確定申告書」、「医療費控除の内訳書」をもらいます
2. 申告の際必要なものは給料の源泉徴収票、印鑑と通帳、医療費の領収書です
3. 確定申告の期間は、2月16日～3月15日（この期間以外でも可能）

手続きを忘れた場合は、5年前までさかのぼってできます。なお、この手続きで戻ってくる金額は、控除額の約1割です。

岐阜北税務署 (058)262-6131

岐阜南税務署 (058)271-7111

関税務署 (0575)22-2233





#### ●医療費控除の額は？

医療費控除額の算式

$$\text{負担した医療費} - \boxed{10\text{万円または所得の5\%のうち、どちらか少ない額}} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

負担した医療費とは、支払った医療費から高額療養費など補てんされた額を差し引いた額で、控除を受けようとする年分（1月～12月）に実際支払った額をいいます。また、納税者本人のほか、生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費も対象になります（扶養関係の有無は問いません。別居でも仕送り関係なら対象となります）

#### ●医療費控除の対象となるものは？

	対象となるもの	対象にならないもの
<b>治療・検査</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、歯科に支払った治療費（保険外治療費も含む）</li> <li>・ 治療の為、マッサージ・指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師による施術費</li> <li>・ 人間ドック、健康診断費用（ただし、病気が発見され引き続き治療を受けた時）</li> <li>・ 歯のかみ合わせを正常にするための歯列矯正費用</li> <li>・ 不妊症や、人工授精のための費用</li> <li>・ 人工透析の為の料金や器具の購入費</li> <li>・ じん臓提供者への手術費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断費用</li> <li>・ 人間ドック（異常ない場合）</li> <li>・ 美容の為の整形手術、歯矯正費用</li> <li>・ 資格のない人に支払った、マッサージ、指圧、はり、カイロプラクテックなどの費用</li> <li>・ インフルエンザワクチン代</li> </ul>
<b>出産</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠中の検査費用、出産費用（流産したときの手術費、入院費、未熟児の入院費用を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産のために実家へ帰る交通費</li> </ul>

<p><b>医薬品・器具</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療や療養のため薬局で購入した風邪薬や包帯などの医薬品代（領収書には金額や日付のほか商品名や使用目的なども書いてもらうようにしておくことが望ましいです）</li> <li>義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、ネブライザー、吸引器などの購入費用・賃借料</li> <li>治療の一環としての眼鏡、コンタクトレンズなどの費用（眼科医の処方箋と眼鏡店の領収書が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビタミン剤など病気予防、健康増進のための医薬品や健康食品の購入費</li> <li>治療に関係なく購入した松葉杖、補聴器などの代金</li> <li>治療目的外の眼鏡購入費</li> </ul>
<p><b>通院・入院</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院時の部屋代、食事代</li> <li>通院交通費（領収書がない場合、金額と区間のメモでもよい）、往診車代</li> <li>付添人が必要な時の付添い人の通院費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車通院のガソリン代</li> <li>医師の指示によらない高額な差額ベッド代</li> <li>親族に支払った付き添い料や通院費</li> </ul>
<p><b>介護保険利用料</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護老人福祉施設（特養）の介護や食事の自己負担額（2分の1相当額）</li> <li>介護老人保健施設の介護や食事にかかる自己負担額</li> <li>指定介護療養型医療施設の介護や食事の自己負担額</li> <li><u>訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（※①）</u></li> <li>訪問介護（身体・複合のみ）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護（ただし、※①どれかのサービスがケアプランにある場合に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※①のサービスがケアプランに無い場合の、訪問介護（身体・複合のみ）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護</li> <li>それ以外の介護サービス</li> </ul>
<p><b>その他</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健婦、看護婦、家政婦などに支払った療養（在宅療養含む）上の世話を受けるための費用</li> <li>6ヶ月以上寝たきり状態の方、医師が傷病のためオムツが必要と認めた方のオムツ代（医師の<u>おむつ使用証明書</u>が必要）</li> <li>ストマ用装具費用（医師の<u>ストマ用使用証明書</u>が必要）</li> <li>厚生省認定の施設で温泉療養をした場合の利用料金（医師の証明が必要）</li> <li>B型肝炎の患者を介護する家族に対して行うB型肝炎ワクチン接種費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師や看護婦への謝礼</li> <li>診断書作成料</li> <li>医師の証明のない湯治療費用</li> </ul> <p><b>医療費控除の対象となるかどうか判断に迷う場合は税務署にお問い合わせください。</b></p>

●領収書をなくしたら・・・

医療機関において医療費の支払金額を証明する「医療費証明書」を発行してもらえば認められます。但し証明書料がかかる場合があります（当薬局では1回につき100円かかります）

●医療費が10万円を超えなければダメと思いませんか？

年間の医療費が「所得の5%か、10万円かどちらか少ない額」を超えた場合なので、所得が少ない方は医療費が10万円以下でも医療費控除が受けられる場合があります。（例：200万円の方なら公的年金等控除を差し引いた所得は80万円、その5%なので4万以上なら可です）

しいのみ薬局	関市上白金 105-1	☎0575-27-0130	Fax 0575-27-0131
しいのみセンター薬局	岐阜市北山 1-14-27	☎058-241-1818	Fax058-241-1839
華陽しいのみ薬局	岐阜市祈年町 1-19-2	☎058-271-1640	Fax058-275-1949
南しいのみ薬局	岐阜市芥見南山 2-8-47	☎058-244-2112	Fax058-244-2110

お薬や「健康食品」のことなどに関して、Eメール([shiinomi@blue.ocn.ne.jp](mailto:shiinomi@blue.ocn.ne.jp))によるご相談もお受けしています。  
お気軽にご相談下さい。      ファルマネットぎふ ホームページ(<http://www.pharma-net.co.jp>)

**薬剤師募集中。奨学生（薬学生）募集中。** 詳しくは、しいのみセンター薬局 渡辺まで